

## IV 要配慮者への生活支援

災害が起きてから市町村は避難所を開設し、福祉避難コーナーなどの設置や、福祉避難サポートーや福祉避難サポートリーダーを配置するなど、ユニバーサルデザインにするための取組を進める事となる。(ユニバーサルデザインに関する取組や生活支援及び各要配慮者への対応方法は、「福祉避難コーナー設置ガイドライン」を参照すること)

### 1 要配慮者の避難生活に係るニーズ把握（調査）

災害発生後、基本的に全ての避難者は一般避難所に避難することとなるが、被災者の中には指定外の施設に行ったり、自宅にとどまる者もいる。

時間の経過から、地域ケアサービスなどの支援が十分に受けられない要配慮者は、心身の状況が悪化する場合がある。また、被災して怪我した人や、被災当初は健常であっても避難生活等により要援護の状態に移行してしまう被災者も多いことから、自治会・自主防災組織や民生委員・児童委員の協力の下、保健師・看護師・助産師等を中心に避難所の巡回健康相談をはじめとして、全戸の家庭訪問を行い、被災者の健康状態や福祉ニーズを調査し必要な生活上の支援を行うことが求められる。

#### （1）避難所におけるニーズの把握

避難所に避難してきた被災者に対し、一人ひとりに聞きとり調査を行い、健康状態や生活上配慮が必要な事項について確認する。確認された情報をもとに避難所での適切な支援を行うとともに、必要時、関係機関と連携を図る。

#### （2）訪問等でのニーズの把握

あらかじめ作成している名簿をもとに、全戸訪問を行い、聞きとり調査を実施、健康状態や生活上配慮が必要な事項について確認する。確認された情報をもとに適切な支援を行う他、自宅での安全な避難生活が確保されにくい場合には、避難所等への避難を促す。

#### （3）その他

上記（1）（2）で状況を把握した要配慮者と、あらかじめ作成している名簿と照らし合わせ、避難状況の情報整理を図るとともに、把握できていない要配慮者については、状況把握に努める。

聞きとり調査及び支援については、民生委員や地域包括支援センター、社会福祉協議会、災害ボランティアセンターや居宅介護事業所等と連携し実施。

#### 【主な調査内容】

○心身の健康状態 ○日常生活で困ること ○希望する医療・福祉サービス 等

## 2 要配慮者を専門的な施設へ移送

### (1) 要配慮者を専門的な施設へ移送する際の判断

全被災者の調査結果を踏まえて「助かる命」を救うという視点にたち、個々の要配慮者の心身の状況、優先度、ニーズに応じ福祉避難所や医療機関などの専門機関へ移送を判断することが必要になる。

「移送の判断」は、各市町村で養成された保健師などの行政職員からなる「福祉避難サポートリーダー」(25P 参照) などが中心となって行うこととなる。

### (2) 福祉避難所への移送

福祉避難コーナーを設置した避難所や自宅で生活することが困難な要配慮者については、直ちに福祉避難所の開設を指示し、移送することとなる。

あらかじめ、指定した福祉避難所が量的に不足する場合は、災害救助法による避難所として設置するため、府（国）と協議の上、地域内の社会福祉施設や公的宿泊施設等に福祉避難所を設置する。

要配慮者の安心に配慮し、その家族や介護者についても避難状況を勘案のうえ、必要に応じて福祉避難所に避難させる。

### (3) 医療機関や社会福祉施設への移送

医療的な配慮がより必要な要配慮者（定期的な人工透析や特別な医薬品を必要とする者、人工呼吸療法や在宅酸素療法を常時受けている者等）がいる場合、また、福祉避難所（一般の宿泊施設などもあるため）では対応が困難と判断される要配慮者については、関係機関等との連携のもと、必要に応じて、医療機関への移送や特別養護老人ホーム、障害者入所施設等への緊急入所、ショートステイを利用するなどとなどを検討する。

なお、治療や医薬品、治療機器が必要で、被災地での対応が困難な患者については、被災地外の避難及び医療機関等への移送が必要となってくる場合がある。その場合は、「京都府災害時要配慮者避難支援センター」または「関西広域連合」において、要配慮者の受入施設の要請、確保及び受入を調整することとなる。

## 3 福祉サービスの利用促進

一般避難所においてもホームヘルパーやデイサービスなどの介護保険サービスのほか、生活介護などの障害福祉サービスの利用、補装具や日常生活用具の給付が可能であることから、避難者に対して積極的な利用を呼び掛ける。

また、介護保険サービスの利用は、避難所だけでなく避難先の親戚・知人宅や旅館・ホテルからでも利用可能である。あわせて、被災により新たに介護認定が必要となった人に対し市町村において迅速に認定作業を行う。

なお、市町村域を越えて避難してきた要配慮者に対しては厚生労働省の方針を確認のうえ、適切に対応する。

## 4 応急仮設住宅等における対応など

### (1) 応急仮設住宅の整備

応急仮設住宅は一般的な住まいであるとはいえ、被災者の復興に向けた日常生活の拠点であり、大規模災害時には入居期間が数年にわたることもあることから、バリアフリー化など応急仮設住宅自体やその周辺道路の快適性の向上や孤立を避けるためにも「ふれあいセンター」などの交流・集合場所の設置など要配慮者の居住環境に配慮した整備に努める必要がある。

このため、入居者の身体状況にあわせた手すりの設置等適切な支援を提供するため、理学療法士、作業療法士等による訪問支援を検討する。

また、みなし仮設住宅として利活用できる空き家などの情報収集に努めるなど、被災者のスムーズな入居、生活支援等を検討する。

### (2) 応急仮設住宅への入居等

入居者の選定に当たっては、要配慮者の状況を加味した上で全体から不公平なく選定するように配慮すべきではあるが、単独での生活が困難なことが多い場合があることからも、家族での入居やグループでの入居など被災前の人間関係を維持できるよう配慮することが必要となる。

また、応急仮設住宅の入居者名簿等を作成し、氏名、性別、年齢のほか支援の必要性や外部からの問い合わせに対する情報の開示・非開示の別などについて把握するよう努める。

### (3) 福祉仮設住宅の設置

府、市町村は被災前の居住地に比較的近い地域において、福祉サービスなどの生活支援を受けながら生活することができ、介護等を利用しやすい構造及び設備を有する要配慮者向けの福祉仮設住宅を設置するように努める。

### (4) 繙続的なケアの実施

#### ① 見守り活動の実施

応急仮設住宅の居住者等による声掛けや手話通訳者等を含むボランティア団体等の協力得て、巡回訪問による見守り活動を行い、要配慮者が孤立しないように配慮する。

みなし仮設住宅入居者については、支援者に要配慮者の所在が分からないなど、支援が十分にいきわたらない可能性があるため、医療・福祉サービスが使えるように、応急仮設住宅と連動した支援が可能になるような工夫が必要である。

#### ② 緊急通報装置等の整備

応急仮設住宅に移った一人暮らし高齢者等には、緊急通報装置等を整備し、自らの緊急事態を知らせることができる体制整備に努める。